

資料提供

提供年月日: 令和元年(2019年)9月9日
部局名: 健康医療福祉部生活衛生課
所属名: 食の安全推進室
係名: 企画係
担当者名: 伊藤、嶺田
内線: 3643
電話: 077-528-3643
E-mail: shokunoanzen@pref.shiga.lg.jp

食中毒注意報【本年度 4回目】を発令します！

食中毒が発生しやすい気象状態になっています。食品の取り扱いに十分注意してください！

発令期間 令和元年9月9日(月) から9月15日(日) まで

(発令根拠: 気温 30℃以上が 10 時間以上継続すると予想されるため)

◆「食中毒注意報」発令時の注意事項◆

- ① 食品はなるべく加熱し、なま水、なま物を避け、特に食肉類の生食はやめましょう。
- ② 食品の加熱調理は、中心が 75℃ 1 分以上となるよう十分に加熱しましょう。
- ③ 健康に留意し、調理前と調理中は、こまめに手洗いをしましょう。
- ④ 冷蔵・冷凍が必要な食品は、室温に放置せず、素早く冷蔵庫で保管しましょう。
- ⑤ 冷蔵庫の開閉は少なく、庫内を整理し、効率のよい冷却を心掛けましょう。
- ⑥ 必要な量だけ調理し、調理後はできるだけ早く食べきりましょう。
- ⑦ 食器、包丁、まな板、ふきんなどの調理器具は、常に清潔に保管しましょう。

◆ 食中毒注意報発令状況 ◆

	令和元年度	平成 30 年度
第 1 回	7 月 30 日～8 月 5 日	7 月 17 日～23 日
第 2 回	8 月 6 日～12 日	7 月 24 日～30 日
第 3 回	8 月 13 日～19 日	7 月 31 日～8 月 6 日
第 4 回	9 月 9 日～15 日	8 月 9 日～15 日
第 5 回		8 月 22 日～28 日

◆ 県内食中毒事件発生状況 ◆

平成 30 年度

	事件数	患者数
滋賀県内 (大津市を含む)	8 件	211 人

令和元年度

	発生日	患者数
滋賀県第 1 号	4 月 1 日	15 人
大津市第 1 号	4 月 3 日	5 人
滋賀県第 2 号	4 月 19 日	7 人
滋賀県第 3 号	5 月 14 日	7 人
滋賀県第 4 号	5 月 19 日	12 人
合計	5 件	46 人

◆ 食中毒注意報の発令基準 ◆

7 月 1 日から 9 月 30 日の期間中、次の場合に 7 日以内の期間を定めて発令します。

- (1) 気温 30℃以上が 10 時間以上継続する場合、または予測される時
- (2) その他特に食中毒の発生に注意が必要と認めた時

※「しらがメール」、「食の安全情報ホームページ」でも食中毒注意報の発令の情報提供をします。

・しらがメール : <http://www.pref.shiga-info.jp>

・ホームページ : <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/16543.html>

FAX>FAX 01P/END
2019年9月9日(月) 10:36 PM01

南部健康(草津保健所) FAX:0775623533

2019-09-09 10:28 概
草津・栗東医師会
0775623533